Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

- 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (3) 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校の整備については、「県立特別支援学校整備計画」に基づき、新設校 8校、分校2校を開設し、1校で増築を行い、過密状況に対応してきました。引き続き、対応を要する地域について、計画的に整備を進めていきます。

特別支援学校の機能の充実については、各校において特別支援学校のセンター的機能を発揮し、平成28年度の相談対応数は、合わせて1万件を超えています。(「コラム15」参照)

また、平成13年度から難聴の児童生徒を対象として始まった特別支援学校の「通級による指導」は、平成28年度には、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・虚弱の4障害種に対して13校が展開し、多様な教育的ニーズに対応しています。(「コラム14」参照)

さらに、特別支援学校では、障害の状態に対応した様々な教育を展開しています。 障害により学校への通学が困難な児童生徒に対しては、家庭や病院、施設への訪問教育を実施してきました。平成28年5月1日現在、県立特別支援学校27校で93人が訪問教育を受けています。病院等に入院している児童生徒を対象に、ICTを活用した遠隔教育の研究にも取り組んでいます。(「コラム7」参照)

また、平成28年度に、児童心理治療施設が開設されたことを契機に、当該施設内に病弱の児童生徒を対象とする特別支援学校の分教室を置き、医療・福祉と連携した指導も行っています。

今後は、特別支援学校の整備と機能の充実について、以下の3つの取組を推進していきます。

【主な取組1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。

〔重点Ⅲ 取組1-①〕

今後も、過密状況への対応を必要とする地域があり、県立特別支援学校整備計画 による今後の整備の方向性を検討し、過密状況への対応を進めます。 千葉・葛南地域、東葛飾地域、南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺の 過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、「第 2次県立特別支援学校整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めていきます。

[重点Ⅲ 取組1-2]

第1次計画において示された「特別支援学校の教育部門と支援機能」を発展的に 見直し、地域ごとに拠点となる特別支援学校について、現在の教育機能や支援機能 を更に多様化し、総合的な教育機能を有する特別支援学校として位置付けます。そ して、県内どの地域においても、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が、 各障害に応じた専門性の高い教育を受けられるよう、特別支援学校の機能を充実さ せていきます。(「コラム16」参照)(表12・表13 P70、71)

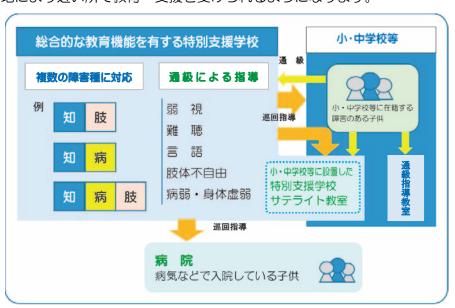
16 総合的な教育機能を有する特別支援学校

各特別支援学校で対応する障害種別は、県の規則で定めており、その障害種別に 応じた教育を行っています。また、千葉県の特別支援学校では、視覚障害や聴覚障 害、肢体不自由、病弱の障害種について、専門性の高い「通級による指導」を展開 しています。(「コラム14」参照)

総合的な教育機能を有する特別支援学校とは、各校が現在有している教育機能や 支援機能を更に多様化し、総合的に担っていく学校のことです。これにより、各地 域の特別支援教育の拠点としての機能を充実・発展させていきます。

具体的には、学校の教育機能として、知的障害に対応する学校に肢体不自由や病弱の障害種別を追加して複数の障害種に対応できるようにしたり、小・中学校等への支援機能として、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱教育について「通級による指導」を展開する学校を増やしたりしていくものです。(P70~71参照)

こうした学校を県全域に展開していくことにより、障害のある幼児児童生徒が、 居住地により近い所で教育・支援を受けられるようになります。



【表12】 平成28年度 複数の障害に対応している特別支援学校

視:視覚障害 聴:聴覚障害 肢:肢体不自由 病:病弱・虚弱

	学校名	対応障害種	通級による指導
平成28年度現在	県立袖ケ浦特別支援学校	肢、病	肢
	県立船橋特別支援学校	肢	肢、聴、視
	県立野田特別支援学校	知	肢
	県立銚子特別支援学校	知、肢	肢
	県立大網白里特別支援学校	知、肢	
	県立長生特別支援学校	知、肢	
	県立安房特別支援学校	知、病、聴	肢、聴
	県立君津特別支援学校	知、病	病



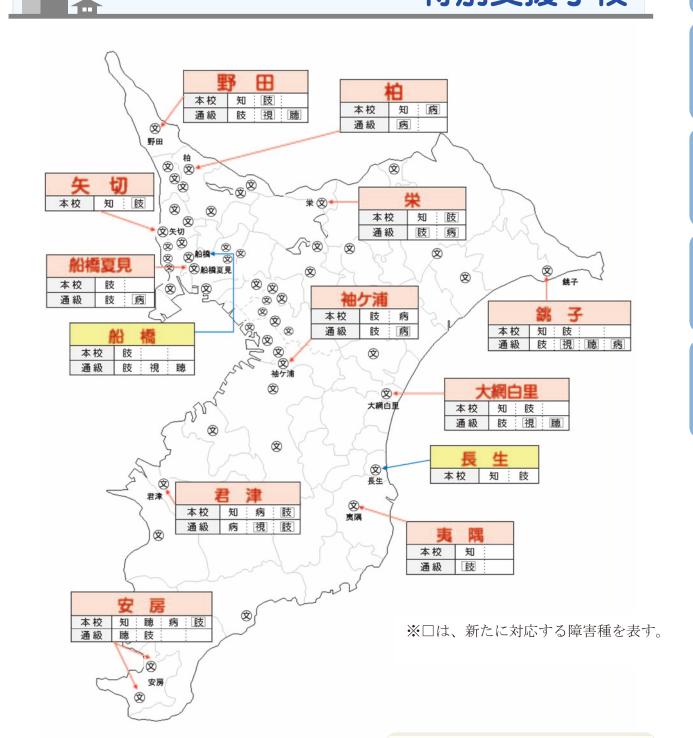
【表13】 平成33年度 総合的な教育機能を有する特別支援学校(予定)

	学 校 名	対応障害種	通級による指導
平成33年度予定	県立袖ケ浦特別支援学校	肢、病	肢、病
	県立船橋特別支援学校	肢	肢、視、聴
	県立船橋夏見特別支援学校	肢	肢、病
	県立矢切特別支援学校	知、肢	
	県立柏特別支援学校	知、病	病
	県立野田特別支援学校	知、肢	肢、視、聴
	県立栄特別支援学校	知、肢	肢、病
	県立銚子特別支援学校	知、肢	肢、視、聴、病
	県立大網白里特別支援学校	知、肢	肢、視、聴
	県立長生特別支援学校	知、肢	
	県立夷隅特別支援学校	知	肢
	県立安房特別支援学校	知、聴、病、肢	聴、肢
	県立君津特別支援学校	知、病、肢	病、視、肢

※ 対応障害種及び「通級による指導」欄の□は、新たに対応する障害種を表す。

4

平成33年度 総合的な教育機能を有する 特別支援学校



学校名

(本校) 在籍幼児児童生徒に対応する障害種

(通級)「通級による指導」で対応する障害種

対応障害種が平成28年度から

対応障害種が平成33年度までに

新たに追加される特別支援学校

変更のない特別支援学校

【主な取組2】 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

〔重点Ⅲ 取組2一①〕

過密状況への対応とともに、特別教室・集会室、個別指導用スペース、更衣室、 保健室、給食施設の整備等を進め、施設設備の老朽化の改善に努めます。

スクールバスについても、高等部の生徒のうち自力通学が可能な生徒や、医療上常時特別な配慮が必要な児童生徒等を除き、乗車を希望する児童生徒等全員が利用できるよう、特別支援学校からの増車要望やスクールバス乗車が必要な児童生徒数の増加の状況、運行時間等を考慮しながら、スクールバスの更新や増車等の対応を行っていきます。

〔重点Ⅲ 取組2-②〕

障害特性に配慮した施設・設備の整備に当たっては、活用する施設を十分検討した上で、学習環境の計画的な整備に取り組みます。

「重点Ⅲ 取組2-③〕

肢体不自由の特別支援学校においては、障害の重度・重複化が進み、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の増加が今後も予想されます。

また、多くの肢体不自由の特別支援学校においては、スクールバスの長時間乗車も課題となっていることから、過密状況への対応及び長時間通学の緩和を目指し、特に都市部にある肢体不自由の特別支援学校における通学区域の見直しを図ります。

そして、各地域に総合的な教育機能を有する特別支援学校を位置付けることにより、肢体不自由のある幼児児童生徒が、居住地のより近くで学べる環境を整えていきます。



「障害者の権利に関する条約」を批准した国々は、インクルーシブ教育システム構築 という共通の目標に向けた取組を進めています。その施策はさまざまで、イタリアのよ うにフルインクルージョンを目指す国もあれば、英国や日本、アメリカのようなニーズ

に応じた「多様な学びの場」を用意する国などがあります。

ドイツでは特別支援学校中心のシステムから 通常学校で教育を受けるシステムへの転換が進 められています。写真は、NRW (ノルトライン・ ヴェストファーレン) 州にあるエマ基礎学校の教科 学習の場面で、言語障害のある子供たちが 通常の学級で一緒に学習をしている様子です。



第

4

章

第

3

【主な取組3】 特別支援学校が有する多様な教育機能の充実

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

[重点Ⅲ 取組3-1]

特別支援学校が有する専門性と様々な教育機能をさらに向上させていくことを目指します。

これまで取り組んできた特別支援学校の「通級による指導」を更に充実させるために、市町村教育委員会と連携し、地域の小・中学校を拠点としたサテライト教室の充実を図ります。併せて、今後新たに「通級による指導」を開始する学校については、教室整備等について検討し助言していきます。

また、視覚障害教育を担う千葉盲学校、聴覚障害教育を担う千葉聾学校、病弱障害教育を担う仁戸名特別支援学校、袖ケ浦特別支援学校、四街道特別支援学校の教職員が、各地域にある特別支援学校への指導・助言を行い、地域における各障害に応じた指導者の専門性の向上を図ります。

さらに、これまで仁戸名特別支援学校、袖ケ浦特別支援学校、四街道特別支援学校の病弱特別支援学校が実施してきた、入院している児童生徒への学習指導については、今後、県内各地にある中核の病院に入院している児童生徒の学習保障に確実につながるように、各地の病院内の学級等をICTによるネットワークで結び、県内どこにいても必要な学習を途切れることなく、受けることができるようなシステムの構築を進めます。

[重点Ⅲ 取組3-②]

特別支援学校による、幼稚園、小・中学校及び高等学校等への広報・啓発活動の 一層の充実を図ります。特別支援学校の研究会、研修会を地域に公開したり、特別 支援教育推進に係る情報をWeb上、リーフレット、冊子等の配布を通じて発信し たりします。また、各種研修会等を通じて、合理的配慮の提供や、基礎的環境整備 の考え方について周知を図ります。

〔重点Ⅲ 取組3-3〕

平成30年度から高等学校に「通級による指導」が導入されることから、特別 支援学校が有する指導・支援の方法等を提供していきます。